

あなたは 大丈夫？

考えよう！インターネットと人権

〈 三訂版 〉



便利なインターネットも
使い方次第で思わぬトラブルが...

正しいルールと知識を身に付け、 人権尊重意識をもって、インターネットを利用しましょう!



目次 CONTENTS

CHECK「インターネットを使うとき、こんなことをしていませんか?」	2
ネットは便利だけど...	3-4
使い方を間違えると大変なことに!	5
① 無料通信アプリやSNSなどを使用したいじめ	6
② 児童ポルノ・リベンジポルノ	7-8
③ 個人情報の無断掲載	9
④ デマ・フェイクニュースの拡散	9
⑤ 著作権侵害	10
⑥ 性犯罪	11
コラム「SNSへの書き込みを発端とする凶悪事件が発生!」	11
コラム「インターネットの長時間利用が深刻化」	12
ネット被害から自分を守るために	13-14
ネットで相手を傷つけないために	15-16
フィルタリング、ルール、マナーは、子どもの人権を守ります!	17-18
困った時には、一人で悩まず、相談しよう!	19-20
書き込みや写真、動画などの削除依頼について知りましょう	21-22
管理者やプロバイダに削除依頼する場合の手順	22
「STOP! ネットトラブルの歌」~中学生・高校生編~ 青森県警察	23

法務省委託

企画：法務省人権擁護局 ホームページ <http://www.moj.go.jp/JINKEN/>

監修：藤川 大祐(千葉大学教育学部教授)

制作：公益財団法人 人権教育啓発推進センター

〒105-0012 東京都港区芝大門2丁目10番12号 KDX芝大門ビル4F

電話 03-5777-1802(代表) FAX 03-5777-1803 ホームページ <http://www.jinken.or.jp>



インターネットを使うとき、 こんなことをしていませんか？

☐ 匿名だから何を書き込んでもいいと思っていないですか？

☐ 悪口や差別的な書き込みはしていませんか？

☐ うそやうわさを書き込んでいませんか？

☐ 暴力的な言葉を書き込んでいませんか？

☐ 安易に自分の写真や情報を載せていませんか？

☐ 知り合いの住所や連絡先を
無断で書き込んでいませんか？

☐ 心当たりのないメッセージに返信していませんか？

☐ 出処不明の情報を安易に拡散していませんか？

☐ 出会い系サイト・アプリを利用していませんか？

☐ ID、パスワードの管理をいかにげんにしていませんか？

☐ よく確認しないまま、添付ファイルを開いていませんか？

☐ インターネット上の情報を
うのみにしていませんか？

☐ SNSで知り合った人と
1人で会おうとしていませんか？

☐ フィルタリングなしで
インターネットを利用していませんか？



〇×子
グループから
外はあ!

賛成!

そーよー



その行為には
危険がひそんで
いるかも



ネットは便利だけど…

インターネットは、パソコンやスマートフォン、タブレットなどを使って簡単に利用できます。また、様々なアプリやSNSの活用でコミュニケーションの幅が広がります。

様々な人と交流ができる！

アプリやSNSを使っていろいろなテーマについて話合ったり、趣味の情報を交換したり、写真や動画を共有したり、様々な人々と交流することができます。



世界とつながっている！

世界中のWEBサイトにアクセスでき、ニュース、文化、趣味など、様々な分野で世界とつながることができます。



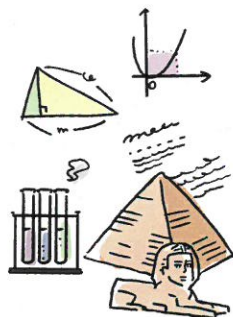
楽しみが広がる！

漫画、ゲーム、映画、ドラマ、ライブ映像や投稿された動画などを気軽に楽しめます。



勉強に利用できる！

様々な学習に利用でき、勉強の手助けをしてくれます。



豊富な情報を簡単に集めたり、私たちの意見や気持ちを多くの人に知ってもらえることができるけれど…。



障害のある人の行動範囲が広がる!

メールや読み上げソフトなどで、聴覚や視覚に障害がある人の意思疎通にも役立てられています。



自分の意見や作品を発表できる!

SNSなどを使い、意見や小説、音楽、動画など、自由に発表できます。



情報収集ができる!

短時間で、いろいろな情報を収集することができます。



でも便利と危険が
隣り合わせである
ことを忘れないで!!



それでは、

インターネットと人権が
どのように関係しているか
考えてみましょう!

このパンフレットを読んで考えよう!!



使い方を間違えると 大変なことに!

インターネットは、匿名で簡単に情報発信できたり、瞬時に情報を世界中に伝えられたりするなどの特長があり、便利な一方で、インターネットを悪用した人権侵害も毎年数多く発生しています(P.12参照)。使い方を間違えると、人の心を傷つける「凶器」にもなり、使い方次第で、「加害者」にも、「被害者」にもなるおそれがあるのです。



大人になってから…

また、一度ネット上に流出した写真などの個人情報とは、その時だけの問題にとどまりません。その情報は完全に削除できないことから、いつまでも残ってしまい、将来においても被害を受け続けることになりかねません。特に、個人情報を掲載しやすいブログ、SNS及びそれらに連動したアプリには注意が必要です。

中高生が「加害者」又は「被害者」となった事例です。注意しましょう。

1 無料通信アプリやSNSなどを使用したいじめ

たとえば…

行き違いから発展したネットいじめ

無料通信アプリでメッセージを読んだにもかかわらず返信しなかったことがきっかけで、怒った親友がネット上に自分に対するイヤミ、悪口を繰り返し投稿し、そのうちクラス中から無視されるようになり、不登校になりました。



たとえば…

無料通信アプリにおける仲間外れや誹謗・中傷

無料通信アプリのグループから外されたり、再三にわたり、同級生らからネット上に陰湿な悪口を書かれたりしました。また、書き込まれた悪口が拡散し、学校に行けなくなりました。最終的には、同級生を名指して、「ネットに悪口を書かれ生きるのがツライ」と遺書を残して自殺しました。



ネットいじめの特徴は、情報があっという間に広がる、発覚しにくいなどがあります。ネット上に書き込まれた誹謗中傷はすぐに広まり、いじめが拡大しやすいことから、人の心を深く傷つけ、時には命にかかわるほどの深刻な事態になることがあります。

もし、インターネットなどでいじめを受けたら、一人で悩まず、学校や保護者などの信頼できる大人か、法務局(P.20)などに相談しましょう。

用語解説

※SNS／人と人のつながりを構築するインターネット上のサービス。(Twitter、Instagram、TikTokなど)

※無料通信アプリ／数名の利用者が同時に会話するグループ機能がある通信システム。インターネットを通じて会話のやり取りができる。(LINEなど)

2 児童ポルノ・リベンジポルノ

たとえば…

児童ポルノ被害

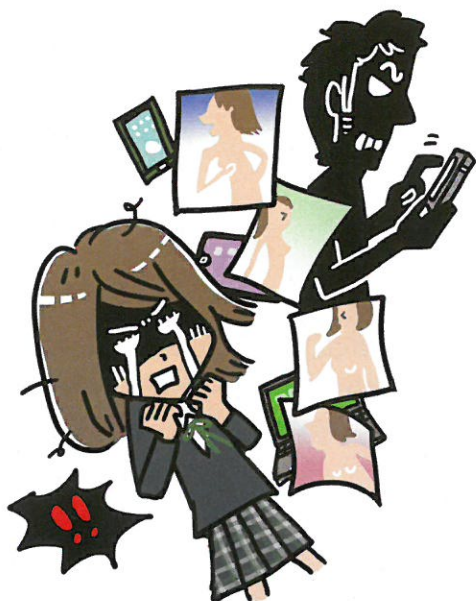
あるバンドのファンの交流サイトで知り合った人から、裸の写真を送ってくれたらライブのチケットを譲ってあげると言われました。どうしてもライブに行きたくて、裸の写真を撮って送りましたが、その後すぐに相手と連絡がとれなくなって、結局チケットは手に入りませんでした。しばらくして、その人が児童ポルノの犯罪で摘発されたことを知りました。



たとえば…

リベンジポルノ被害

交際していた彼氏に、裸の写真を撮らせてほしいと言われて、そのときはラブラブだったので言われるままに撮らせてしまいました。その後、彼氏と大げんかして別れることになり、しばらくして、当時彼氏に撮らせた自分の裸の写真がネット上で公開されているのがわかりました。



リベンジポルノは 重大な人権侵害であり、犯罪です!

元交際相手などの性的な画像などを、相手の同意を得ることなく、SNSやインターネットの掲示板などに公表する行為(いわゆる「リベンジポルノ」)が多数発生しています。このような行為によって、被害者は長期間にわたり精神的苦痛を感じ、平穏な生活が脅かされています。

平成26年「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」、いわゆるリベンジポルノ防止法が施行され、性的画像をネットに掲載する行為や、ネットに掲載させる目的で第三者に渡す行為は、公表罪や公表目的提供罪に問われることとなりました。

公表罪

第三者が撮影対象者を特定できる方法で、私事性的画像記録(物)を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者

例 インターネットに公表、
写真のばらまき行為など



3年以下の懲役 又は
50万円以下の罰金

公表目的提供罪

公表させる目的で、
私事性的画像記録(物)を提供した者

例 インターネットに公表させる目的で
特定の者に画像を提供する行為など



1年以下の懲役 又は
30万円以下の罰金

注意!!

ネットによる性的被害の
きっかけとなるツールの変化

青少年にとって深刻な人権侵害である性的被害のきっかけは、かつては、出会い系サイトが主なものでしたが、近年、より身近に感じられる、SNS等に変化しています。楽しいコミュニケーション手段であるはずのサイトやアプリですが、利用する際には、危険な犯罪に巻き込まれることがないか、注意を怠らないことが重要です。



3 個人情報 の無断掲載

無断で他人の名前や住所、写真、アドレスなどをインターネットに公開することはプライバシーの侵害にあたります。

たとえば…

ネット掲示板に、あるクラスメイトのことを本人に無断で「彼女募集中!」と書き込み、そのクラスメイトの顔写真やアドレス、電話番号、住所を掲載しました。

そのクラスメイトが、心当たりのないメールが多量に届くようになったことを不審に思い学校に相談したところ、書き込みが原因であったことが判明し、学校から、無記名であっても、書き込みをした人は特定されること、軽はずみな書き込みが、違法行為や危険を招くことにつながるなどについて、厳重な指導を受けました。



4 デマ・フェイクニュースの拡散

事実と異なる偽の情報を、安易に信じてSNSでシェアした結果、本来は無関係な人々が誹謗・中傷を受けるなど、重大な人権侵害を引き起こすことがあります。

たとえば…

ある事件の容疑者の身元について、誤った情報がネット上で拡散され、それを信じた人々から、容疑者とは無関係の人に対する誹謗・中傷が繰り返されました。



5 著作権侵害

他人が作った著作物（映像・写真・音楽・小説など）を無断でインターネット上に掲載したり、販売又は有料配信されている音楽や映像が違法配信されている場合に、そのことを知りながら「違法ダウンロード」したりすることは、著作権の侵害になり、刑罰の対象となります。

たとえば…

市販の人気アニメ作品を違法にダウンロードし、ネット上の動画共有サイトへアップロードしたところ、それに気付いた著作権者から直ちに削除の依頼が出されました。しかし、投稿はネット上で不特定多数の者に閲覧され、動画の再生による被害総額は数十億円に上り、著作権法違反の容疑により警察に逮捕されました。



6 性犯罪

最近は、SNS等を経由して知り合った異性により、トラブルに巻き込まれ、犯罪にまで発展してしまうケースもあります。

たとえば…

SNSを通じて成人男性と知り合い、いろいろ話を聞いてもらううちに親しくなりました。その後、男性から「会いたい」と言われたので、実際に会うことになりました。そして、彼の車でドライブに行ったのですが、人気のないところに連れて行かれ、無理矢理わいせつな行為をされました。



コラム
COLUMN

SNSへの書込みを発端とする 凶悪事件が発生!

SNSに悩みを投稿した若者を言葉巧みに誘い出し殺害したとみられる、極めて残忍で凶悪な事件が発生しました。SNSに書き込んだ悩みをきっかけに、「悩みを聞くから会おう」などと言って誘い出すような情報には十分に注意しましょう。

いじめや虐待などのお悩みには、法務局の窓口(p.20)でもご相談を受け付けています。

